

静岡県人事委員会は、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月6日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1173

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-36）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
1 知事部局			1 知事部局		
組織	職	区分	組織	職	区分
本庁	知事戦略監 地域外交監 危機管理監 部長 静岡県理事 農林水産戦略監 出納局長 部長代理 部の理事 （防災技術担当、災害医療担当、文化担当、スポーツ担当、少子化対策担当、医療介護連携対策・社会健康医学推進担当、通商担当、新産業集積担当、 <u>農業担当</u> 、先端農業推進担当、土木技術担当及び農業・農地連携担当並びに静岡県公立大学法人に静岡県立大学事務局長として派遣された者及び静岡県立病院機構に静岡県立総合病院事務部長として派遣された者に限る。） 危機管理監代理	1種	本庁	知事戦略監 地域外交監 危機管理監 部長 静岡県理事 農林水産戦略監 出納局長 部長代理 部の理事 （防災技術担当、災害医療担当、文化担当、スポーツ担当、少子化対策担当、医療介護連携対策・社会健康医学推進担当、通商担当、新産業集積担当、先端農業推進担当、土木技術担当及び農業・農地連携担当並びに静岡県公立大学法人に静岡県立大学事務局長として派遣された者及び静岡県立病院機構に静岡県立総合病院事務部長として派遣された者に限る。） 危機管理監代理	1種
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
2～8 (略)			2～8 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。